

# 特定個人情報取扱規程

公益財団法人いばらき腎臓財団

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本規程は、当財団における個人番号及び特定個人情報（以下、「特定個人情報等」という。）の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 本規程において、各用語の定義は次の通りとする。

#### ① 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

#### ② 個人番号

住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために指定されるもの（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。以下同じ。）をいう。

#### ③ 特定個人情報

個人番号をその内容に含む個人情報をいう。

#### ④ 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合体であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものとして個人情報保護法施行令で定めるものをいう。

#### ⑤ 個人情報ファイル

個人情報データベース等であって、行政機関及び独立行政法人等以外の者が保有するものをいう。

#### ⑥ 特定個人情報ファイル

個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう。

#### ⑦ 個人番号利用事務

行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者が、その保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用して処理する事務をいう。

#### ⑧ 個人番号関係事務

個人番号利用事務に関して行われる他人の個人番号を必要な限度で利用して行う事務をいう。

#### ⑨ 個人情報取扱事業者

個人情報データベース等を事業の用に供している者（国の機関、地方公共団体、独立行政法人及び

地方独立行政法人を除く。)であって、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数(個人情報保護法施行令で定める者を除く。)の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えないもの以外の者をいう。

⑩ 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者

特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号関係事務実施者又は個人番号利用事務実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものから個人情報取扱事業者を除いた者をいう。

⑪ 職員等

当財団にあつて、直接間接に当財団の指揮監督を受けて、当財団の業務に従事している者をいう。

⑫ 特定個人情報の取扱い

特定個人情報の取得、安全管理措置、保管、利用、提供、委託、及び廃棄・消去をいう。

(適用)

第3条 本規程は職員等に適用する。

2. 本規程は、当財団が取り扱う特定個人情報等を対象とする。

(特定個人情報基本方針)

第4条 当財団における特定個人情報等の適正な取扱いを確保するため、次の事項を含む特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針(以下、「基本方針」という。)を定める。

- ① 特定個人情報に関する法令を遵守するとともに、当財団の事業内容に照らし特定個人情報を適切に取り扱う旨の宣言文
- ② 特定個人情報の利用目的
- ③ 問い合わせに関する事項
- ④ 特定個人情報の安全管理措置に関する事項
- ⑤ 特定個人情報の社内体制に関する事項

2. 基本方針は、職員等に周知せしめるものとする。

## 第2章 管理体制

(個人番号を取り扱う事務の範囲)

第5条 当財団において個人番号を取り扱う事務は、次に掲げる事務に限定する。

(1) 職員等(扶養家族含む)に係る個人番号関係事務

- ① 給与所得・退職所得の源泉徴収票作成事務
- ② 雇用保険届出事務
- ③ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
- ④ 健康保険・厚生年金保険届出事務

(2) 職員等の配偶者に係る個人番号関係事務

国民年金の第3号被保険者の届出事務

(3) 職員等以外の個人に係る個人番号関係事務

- ① 報酬・料金等の支払調書作成事務
- ② 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書作成事務
- ③ 不動産の使用料等の支払調書作成事務
- ④ 不動産等の譲受けの対価の支払調書作成事務

(特定個人情報保護責任者)

第6条 当財団は、特定個人情報等の取扱いに関して総括的な責任を有する特定個人情報保護責任者を設置するものとし、その責任者は事務局長とする。

2. 特定個人情報保護責任者は、次の各号に掲げる事項その他当財団における特定個人情報等に関する全ての権限と責務を有する。

- ① 本規程第4条に規定する基本方針の策定、職員等への周知、一般への公表
- ② 本規程に基づき特定個人情報等の取扱いを管理する上で必要とされる事案の承認
- ③ 特定個人情報等に関する安全対策の策定・推進
- ④ 特定個人情報等の適正な取扱いの維持・推進等を目的とした諸施策の策定・実施
- ⑤ 事故発生時の対応策の策定・実施

(事務取扱担当者)

第7条 当財団における特定個人情報等を取り扱う事務については、事務取扱担当者を明確にするものとする。

2. 事務取扱担当者は、次の各号に掲げる方法により特定個人情報等を取り扱う。

- ① 職員等から取得した特定個人情報等を含む書類等（磁気媒体及び電子媒体（以下、「磁気媒体等」という。）を含む。）は、事務局において安全に管理する。
- ② 事務取扱担当者は、取得した特定個人情報等に基づき特定個人情報ファイルを作成する。
- ③ 職員等の特定個人情報等を取り扱う事務取扱担当者は、源泉徴収票等を作成し、行政機関等に提出するとともに、職員等に交付する。

3. 事務取扱担当者は、特定個人情報等を適切に管理し、利用権限のない者には使用させてはならない。

4. 事務取扱担当者は、特定個人情報等の取扱状況を明確にするため、執務記録簿を作成し、適宜記録する。

(管理区域及び取扱区域)

第8条 当財団は管理区域及び取扱区域を明確にし、それぞれの区域に対し、次の各号に従い以下の措置を講じる。

2. 管理区域及び取扱区域

可能な限り壁又は間仕切り等の設置や事務取扱担当者以外の者の往来が少ない場所や後ろから覗き見される可能性が低い場所への座席配置等をするなど座席配置を工夫するものとする。

(職員等の教育)

第9条 当財団は、職員等に対して定期的な研修の実施又は情報提供等を行い、特定個人情報の適正な取扱いを図るものとする。

(職員等の監督)

第10条 当財団は、職員等が特定個人情報等を取り扱うに当たり、必要かつ適切な監督を行う。

(特定個人情報等の取扱状況の確認)

第11条 特定個人情報保護責任者は、当財団における特定個人情報等の取扱いが関係法令、本規程等に基づき適正に運用されていることを定期的に確認する。

2. 特定個人情報保護責任者は、執務記録の内容を定期的に確認する。

(体制の見直し)

第12条 当財団は、必要に応じて特定個人情報等の取扱いに関する安全対策に関する諸施策について見直しを行い、改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

第13条 当財団における特定個人情報等の取扱いに関する苦情等があったときは、これに適切に対応する。

2. 特定個人情報保護責任者は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備を行うものとする。

### 第3章 個人番号の取得、利用等

(個人番号の取得、提供の求め)

第14条 当財団は、第5条に規定する事務を処理するために必要がある場合に限り、本人又は他の個人番号関係事務実施者若しくは個人番号利用事務実施者に対して個人番号の提供を求めることができるものとする。

2. 個人番号の提供を求める時期は、原則として個人番号を取り扱う事務が発生したときとする。ただし、個人番号を取り扱う事務が発生することが明らかなきは、契約等の締結時に個人番号の提供を求めることができるものとする。

(本人確認)

第15条 当財団は、本人又は代理人から個人番号の提供を受けたときは、関係法令等に基づき本人確認を行うこととする。

2. 書面の送付により個人番号の提供を受けるときは、併せて本人確認に必要な書面又はその写しの提出を求めるものとする。

(本人確認書類の保存)

第 16 条 提出された本人確認書類は、当該個人番号を利用する事務が終了するまでの間又は法定保存期間が終了するまでの間、これを適切に保管する。

(個人番号の利用)

第 17 条 当財団は、第 5 条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、個人番号を利用するものとする。なお、たとえ本人の同意があったとしても、利用目的を超えて個人番号を利用してはならない。

2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず当財団が保有している個人番号を利用することができる。

(特定個人情報ファイルの作成の制限)

第 18 条 当財団は、第 5 条に規定する事務を処理するために必要な場合に限り、特定個人情報ファイルを作成するものとする。

2. 特定個人情報ファイルには、パスワードを付与する等の保護措置を講じたうえで適切に保存する。

#### 第 4 章 特定個人情報等の保管、管理等

(保管)

第 19 条 当財団は、第 5 条に規定する事務が終了するまでの間、特定個人情報等を保管する。ただし、所管法令等により保存期間が定められているものについては、当該期間を経過するまでの間、特定個人情報等を保管する。

2. 特定個人情報等を取り扱う機器、磁気媒体等及び書類等は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理の確保のため、次に掲げる方法により保管又は管理する。

① 特定個人情報等を取り扱う機器は、施錠できるキャビネット等に保管する。

② 特定個人情報等を含む書類及び磁気媒体等は、施錠できるキャビネット等に保管する。

③ 特定個人情報ファイルは、パスワードを付与する等の保護措置を講じたうえでこれを保存し、当該パスワードを適切に管理する。

④ 特定個人情報等を含む書類であって、法定保存期間を有するものは、期間経過後速やかに廃棄することを念頭に保管する。

3. 特定個人情報等を含む書類又は特定個人情報ファイルを法定保存期間経過後も引き続き保管するときは、個人番号に係る部分をマスキング又は消去したうえで保管する。

(特定個人情報等の持出し等)

第 20 条 当財団において保有する特定個人情報等を持ち出すときは、次に掲げる方法により管理する。

① 特定個人情報等を含む書類を持ち出すときは、外部から容易に閲覧されないよう封筒に入れる等の措置を講じる。

- ② 特定個人情報等を含む書類を郵送等により発送するときは、簡易書留等の追跡可能な移送手段等を利用する。
- ③ 特定個人情報ファイルを磁気媒体等又は機器にて持ち出すときは、ファイルへのパスワードの付与等又はパスワードを付与できる機器の利用等の措置を講じる。

## 第5章 特定個人情報等の提供

(特定個人情報等の提供)

第21条 当財団にて保有する特定個人情報等の提供は、第5条に規定する事務に限るものとする。

2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、前項の規定にかかわらず当財団で保有している特定個人情報等を提供することができる。

(開示、訂正)

第22条 当財団にて保有する特定個人情報等については、適法かつ合理的な範囲に限り開示することとし、特定個人情報等の本人より訂正の申出があったときは、速やかに対応する。

(第三者提供の停止)

第23条 特定個人情報等が違法に第三者に提供されていることを知った本人からその提供の停止が求められた場合であって、その求めに理由があることが判明したときは、第三者への提供を停止する。

## 第6章 廃棄、消去

(特定個人情報等の廃棄、消去)

第24条 当財団は、第20条第1項に規定する保管期間を経過した書類等について、次の通り速やかに廃棄する。

- ① 特定個人情報等を含む書類の廃棄は、焼却又は熔解等の復元不可能な手法により廃棄する。
- ② 特定個人情報ファイルは、完全削除ソフトウェア等により完全に消去する。
- ③ 特定個人情報等を含む磁気媒体等は、破壊等により廃棄する。

(廃棄の記録)

第25条 当財団は、特定個人情報等を廃棄又は消去したときは、廃棄等を証明する記録等を保存する。

## 第8章 その他

(個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者における特定個人情報等の取扱い)

第26条 個人情報取扱事業者でない個人番号取扱事業者においても、保有する特定個人情報等について、

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に特段の定めのない事項については、個人情報の保護に関する法律における個人情報の保護措置に関する規定及び主務大臣のガイドライン等に基づき、適切に取り扱うものとする。

(所管官庁等への報告)

第 27 条 特定個人情報保護責任者は、特定個人情報等の漏えいの実事又は漏えいの恐れを把握した場合には、直ちに特定個人情報保護委員会及び所管官庁に報告する。

(罰則)

第 28 条 当財団は、本規程に違反した職員に対して就業規則に基づき処分を行い、その他の職員等に対しては、契約又は法令に照らして処分を決定する。

附則

本規程は、平成 28 年 1 月 1 日より実施する。